

令和4年度事業計画

船員労働、船内生活は長期間の陸上からの隔離、気象・海象の影響に曝される等その厳しさは依然として変わらず、さらに近年の少子高齢化に伴う船員不足や依然として高年齢船員の割合が大きい状況にあることがその深刻さを増している。

このような中、令和2年度の船員災害について前年度と比較すると、死傷災害の発生人数については、「貨物船」は令和元年度の174人から195人と増加、「その他」（作業船等）は91人から76人と減少、「漁船」は286人から271人と減少した結果、死傷災害発生率（職務上死亡及び職務上災害（休業3日以上）の年間百分率）は、前年度と同様に0.83%であった。また、疾病は、「貨物船」「その他」「漁船」とも、それぞれ250人から244人、115人から71人、181人から166人に減少し、発生率は0.83%から0.74%に減少した。死傷災害・疾病の全体では前年度の1.66%から1.57%に減少した。一方、船員災害発生率は、陸上労働者の災害発生率（暦年、休業4日以上）と比較した場合、死傷災害及び死亡災害ともに、全体で見ると依然として高いものとなっている。

以上の現状を踏まえて、令和4年度においては、第11次船員災害防止基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づく令和4年度船員災害防止実施計画に沿って、またさらには会員の現状及び今後の新たなニーズについて、商船漁船合同専門委員会及びその下部委員会（外航問題調査委員会、内航問題調査委員会、漁船問題調査委員会）における課題の把握に努めながら、船舶所有者、船員及び関係者の協力を得て次の事業を実施することにより、船員の安全の確保及び船内衛生の向上を推進し、船員災害の防止を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、各事業の実施に当たっては、政府、地方自治体及び国土交通省、厚生労働省等関係省庁の指示、要請に沿って適確に対応するとともに、情報の入手に努め、会員、関係者と密接に連携の上、関係者間の感染及び社会への感染の拡大の防止の観点から事業の実施の可否等について関係地域ごとに適切に判断し対応するほか、感染状況下における各事業の継続的な実施に係る会員等のニーズに適切に応えるため、事業手法等の改善に努める。

1. 船員労働安全衛生月間活動の推進
2. 安全衛生資料の作成頒布、機関誌並びにウェブサイトによる安全衛生関連情報の提供、船員災害防止協会優良会員認定等による会員及び関係者の安全意識高揚
3. 安全衛生講習会、生存対策講習会及び訪船等による安全衛生管理体制構築の支援並びに安全衛生技術指導及び教育
4. 転倒、はさまれ等作業時の多発災害、海中転落、漁船における災害等に対応し

た死傷災害防止対策

5. 熱中症対策、生活習慣病の予防、メタボリックシンドローム対策、及び高年齢船員の死傷災害・疾病防止対策、並びにパワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保及び船員の健康維持に欠かせない船内供食も含めた、総合的な船員の衛生問題の実態の調査分析、対応策の検討、啓発のための活動
6. 衛生管理者登録講習、船舶衛生管理者講習(B)、同(C)、危険物等取扱責任者更新講習及び登録危険作業酸素欠乏予防についての資格取得講習並びに船舶料理士登録試験
7. 船舶毎の安全衛生状況の実態調査及び集計・分析とフィードバック
8. 安全衛生教育普及資料の頒布及び出前講習等の外部からの受託事業

また、これらの事業を支障なく遂行するために必要な資金の確保のため、準備期間を経て平成28年度から実行している『事業改革』の諸施策をさらに充実させて、事業の効率化と協会財務の収支改善を図り、本部支部の連携を密にして効果的な事業を行うとともに新たな事業の検討も行う。

本部事業

I. 船員労働安全衛生月間活動の推進事業

1. 月間活動

- (1) 令和4年度(第66回)船員労働安全衛生月間関係資料の作成配布
安全衛生に関する家族目線を加えた標語及び体験記・意見を懸賞募集し、これらが入選作品による標語ビラ、ポスター、『実施のしおり』及びリーフレットを作成し、海運・水産各社、関係官庁、関係団体及び支部・地区支部等に配布する。
- (2) 選考委員会、編集委員会の開催
上記船員労働安全衛生月間関係資料作成のための選考委員会及び編集委員会を各々開催する。

2. 船員災害防止大会

- (1) 船員労働安全衛生功績者の表彰
船員の安全の確保または船内衛生の向上に尽力し、その功績が極めて顕著な会員、団体並びに会員に所属する船舶及び個人を、船員災害防止大会等において表彰する。
- (2) 本部役職員の参加
支部及び地区支部において開催される船員災害防止大会に、本部役職員が参加して、安全衛生意識の高揚に対する支援を行う。

Ⅱ. 広報（機関誌及びウェブサイト）

1. 季刊機関誌「船員と災害防止」の発行

船員の安全衛生に関する情報、本部・支部活動の状況及び、船内安全衛生に役立つ情報等を記載した機関誌としてさらに充実させるため、引続きアンケート等により最新のニーズを調査して内容の改善を図る。

2. ウェブサイトの活用・充実

平成 29 年度に行ったホームページのリニューアルの効果を検証しつつ、安全衛生情報及び国土交通省労働環境対策室からの情報並びに関係法令改正内容等を漏れなく提供するとともに、昨年度会員専用ページに設置した電子書籍欄への機関誌掲載を継続する。

また、ホームページへの掲載のみならず、メールの活用の可能性を含め、会員に対するより効果的かつ効率的な連絡及び情報提供手段について検討する。

3. 船員災害防止協会案内リーフレット更新

協会活動全体を抽出した親しみやすいリーフレット令和 4 年度版を作成し、積極的に協会活動の紹介を行って、会員加入活動等に積極的に活用する。

4. 船員災害防止協会優良会員の認定

優良会員認定要領により、前年度において自ら災害防止に努力し、協会活動への協力を積極的な会員を単年度ごとに『優良会員』として認定して、その努力と成果の証としてステッカーを贈る。

Ⅲ. 安全衛生教育及び技術指導事業

1. 安全衛生管理実務担当者連絡協議会

船員災害防止実施計画及び月間実施要綱・要領並びに船員労働の安全衛生に関する時宜を得た課題について、担当者間の情報共有を図るため年 2 回開催する。

2. 安全衛生教育に関する協力、出前講座、出前講習（オーダーメイド）

船員の災害防止に係る啓発活動を推進するため、支部・地区支部及び船員労働安全衛生協議会等が開催する講習会へ本部から講師を無料で派遣する他、全国船員保険協会船員保険部、神戸マリナーズ厚生会及び日本船主責任相互保険組合の協力を得て、その出前講座を活用する。

また、個々の会員及びその団体、船員養成機関等が自主的に実施しようとする船員の安全意識向上のための啓発活動、安全講習等に対しきめ細かな支援を行うため、希望のテーマにしたがってオーダーメイドの内容で適切な講習を企画し、講師を本部から有料で派遣する。

3. 船員の衛生及び健康管理の促進

- (1) 全国健康保険協会船員保険部と協働して船員の衛生及び健康管理を促進するための講座開設、資料の頒布を行う。
- (2) ホームページで船員の健康の維持と疾病の予防に関する情報を提供する。
- (3) 船員の健康管理の重点事項である生活習慣病、感染症、熱中症及びパワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保等についてはホームページのほかリーフレット等を作成してその周知を図る。
- (4) 上記(3)の船員の健康管理の重点事項に、健康維持に欠かせない適切な船内供食に係る課題を加えた総合的な船員の衛生問題への対応を強化した体制を維持し、船員災害疾病発生状況報告、アンケート及び訪船等による実態調査、船社の対応事例情報等により、衛生問題の実態を調査分析する。

また、有識者、関係者による検討委員会等を活用して対応策をまとめ、パンフレット・DVD等の教育・啓発テキストの作成・頒布を行い、これら成果物を活用して、全国各地で集団参加型、あるいは事業者毎にニーズに応じた、啓発のための講習会等の開催を継続する。

4. 多発災害防止対策

令和2年度の船員災害状況の集計で明らかになった『転倒、はさまれ、墜落・転落、動作の反動・無理な動作』等の多発災害、また例年に比べ発生件数及び死亡率が減少したものの、死亡・行方不明者総数に占める割合が23%、死亡率が31%と依然として高い『海中転落』についてホームページまたはリーフレットの作成によりその予防対策を周知徹底する。

5. 保護具、計測機器の開発・普及

船員災害防止に有効な保護具、機器類の研究開発及び普及の促進を図るため、保護具及び計測機器のメーカー等32社で構成する「船員災害防止推進会」の会員と情報の交流を行うとともに、同会の協力を得ながら本部・支部における展示・説明会を企画する。

6. 安全衛生教育普及資料の充実

船員労働の状況及び会員のニーズを測りながら、既存資料の更新及び新たな資料の作成・頒布を行う。船員災害防止大会、安全衛生講習会では、頒布品の

展示を行い周知の徹底と販売の強化を図る。

IV. 登録講習・試験事業

次の安全衛生関係の資格取得講習及び試験を実施する。

1. 危険物取扱責任者の更新講習
2. 酸素欠乏の予防に関する危険作業登録講習
3. 船舶に乗り組む衛生管理者講習
 - (1) 衛生管理者登録講習
 - (2) 船舶衛生管理者講習 (B)
 - (3) 船舶衛生管理者講習 (C)
4. 船舶料理士登録試験

V. 調査研究事業

安全衛生実態調査

安全・衛生技術指導員等が訪船して実施した船舶の設備、作業及び居住環境等の実態調査並びに行った指導・助言を集計分析し、その結果を『訪船安全・衛生技術指導集計報告書』としてまとめ、関係先に配布、周知して船舶所有者の自主的な改善活動を支援する。

支部事業

I. 船員労働安全衛生月間活動の推進事業

1. 月間活動

各支部及び地区支部が、船員災害防止の意識の向上を図るため、地方または地区の安全衛生協議会等とともに月間事業の推進母体となって無料健康相談所の開設、訪船指導、特別講習会等の開催により、積極的な月間活動を行う。

2. 船員災害防止大会の開催

各支部または地区支部は、原則として月間中に船員災害防止大会を主催し、船舶所有者及び船員の安全衛生意識の向上に努める。

3. 安全衛生保護具及び機器類等の展示・説明会の開催

各支部または地区支部は、船員災害防止大会の開催時期等に、安全衛生保護具、作業用救命衣及び各種検知器具について、「船員災害防止推進会」と協力

して展示・説明会を開催し、その理解、普及に努める。

II. 広報事業

1. 各支部・地区支部毎の広報

各々の支部・地区支部は、その活動の状況等を本部発行の機関誌、リーフレット及びホームページを利用して広報し、新規会員の加入促進にも活用する。

2. 船員労働安全衛生功績者の推薦

支部・地区支部は、船員の安全の確保または船内衛生の向上に尽力し、その功績がきわめて顕著な会員、団体、会員に所属する船舶及び個人であって、船員災害防止大会等で表彰するにふさわしいものを本部に推薦する。

3. 船員災害防止協会優良会員の推薦

支部・地区支部は、前年度において自ら災害防止に努力し、協会活動への協力を積極的な会員であって、単年度ごとの『優良会員』として認定すべきものを本部に推薦する。

III. 安全衛生教育及び技術指導事業

1. 安全衛生講習会

次の内容についての講習会を、年間 50～60 回を目途に実施する。

- (1) 安全講習会
- (2) 衛生講習会
- (3) 酸素欠乏講習会
- (4) 船舶火災消火講習会
- (5) 漁船安全衛生講習会

2. 生存対策講習会

船舶遭難時における生存を図るための教育訓練。座学ならびに膨張式救命筏、救命胴衣及びイマーシヨンスーツを用いて水上で行う実際的な訓練を本部派遣の安全管理士等と協同で開催する。会員加入を促進するため、未加入会員の多い地区では、初回は無料体験講習として開催する。

3. 安全衛生教育等に対する協力

支部・地区支部は、個々の会員及びその団体または船員養成機関等が実施する船員の安全意識向上への啓発活動、安全講習等に、DVD 等の貸出や資料の提

供を行って協力する。また、講師の派遣は本部等の出前講座及び出前講習を活用する。

4. 訪船安全・衛生技術指導

安全技術指導員または衛生技術指導員が船舶に訪船して、訪船技術指導表（チェックリスト）に基づく船舶の設備、作業並びに居住環境等の実態調査を行い、必要に応じて指導・助言及び情報の提供を行う。令和3年と同様に令和4年度も指導員更新時には衛生指導員を各支部に配置できるように努める。

以上